

特定健診等請求に関する Q&A

Q： いつ国保連合会に請求したら良いですか？

A： 電子媒体（FD、CD-R等）は健診等を実施した翌月の1日～5日に
郵送若しくは、ご持参ください。（5日必着）

オンライン請求は、実施した1日～5日の分は実施月の6日以降に、
そのほかは随時請求できます。

請求スケジュールは、資料4を確認ください。

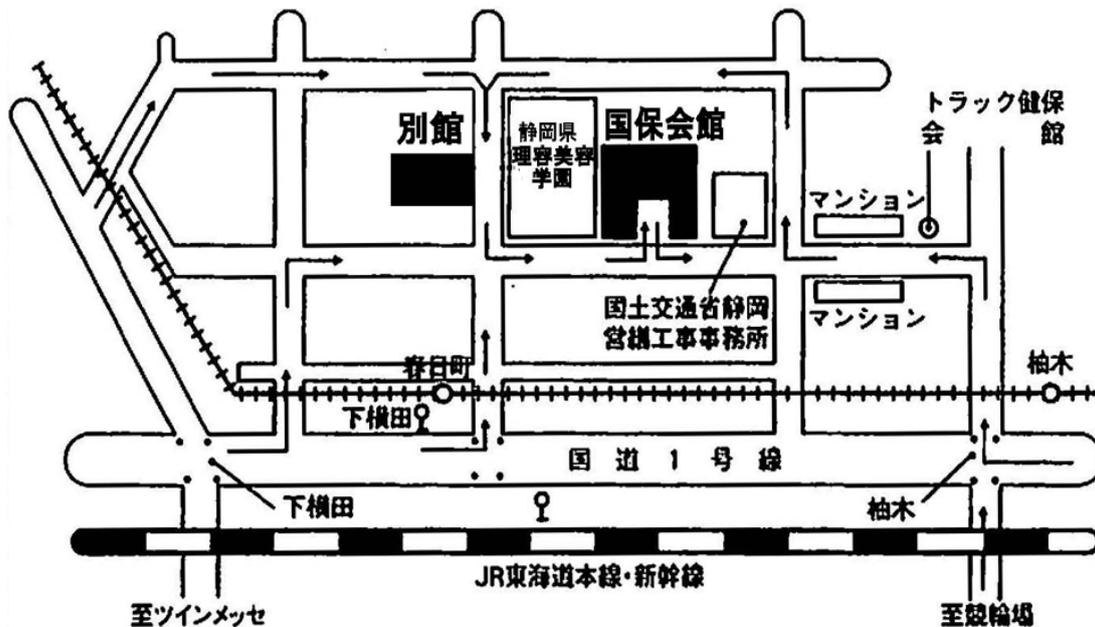
Q： 医師会が取りまとめてくれるようですが、提出するのはいつですか？

A： 医師会でとりまとめを行う場合は、医師会へお問い合わせください。

Q： 国保連合会に直接持参しますが、どちらに伺えばよいですか？

A： 「静岡市葵区春日2丁目1-27 国保連合会 別館」にお願いします。

（受付時間 平日9：00～17：00）



担当：総務部 事業課 特定健診・保健指導係
TEL：054-253-5576

Q：提出した電子媒体（FD、CD-R等）は返却されますか？

A：返却いたしません。

Q： オンライン請求する際、誤って請求したことに気がいたらどうすればよいですか？

A： 気がついた時期にもよりますので、まずは国保連合会へ照会ください。

Q： 月遅れ分や、返戻による再請求はどうしたらよいですか？

A： 当月請求分に含んで請求できますが、健診等実施日や請求月を再度ご確認ください。

Q： 健診受診者（指導実施者）が来院したときは、受診券（利用券）を確認・入力でよろしいか？

A： 実施機関窓口では、受診券（利用券）の回収と併せて被保険者証の確認をお願いします。

Q： 静岡県国保連合会の支払代行機関番号を教えてください。

A： 「92299023」です。

Q： 特定健診等のデータの場合、保険者番号が「00+保険者番号」（後期高齢者の場合「39+保険者番号」）ですが、退職者は「67+保険者番号」ですか？

A： 今年度から実施される特定健診・保健指導には退職者という扱いはありませんので、国保で取り扱う方はすべて「00+保険者番号」となります。窓口で提出される受診券に記されている「保険者番号」を確認してください。

Q： 特定健診等の結果データを入力するフリーソフトや、インターフェイス仕様書を見ると、「被保険者証等記号」と「被保険者証等番号」となっていますが、両方入力が必要でしょうか？

A： 静岡県の国保被保険者・後期高齢者の場合は、「被保険者証等記号」には一切入力しないでください。「被保険者証等番号」にのみ入力ください。
また、保険証に記されているとおりに入力願います。

Q： 過誤請求の取り消し依頼は国保連合会に連絡すればよいですか？

A： 特定健診等の過誤請求は、すべて保険者からの申し立てに限られています。したがって、健診等実施機関は過誤請求の該当データを確認し、該当保険者に連絡願います。

Q： 健診・保健指導を実施するのに契約内容を確認したいのですが。

A： 静岡県の場合、基本的に各郡市医師会と保険者が契約しております。契約内容の詳細につきましては、会員登録されている郡市医師会へお問い合わせください。

Q： 特定健診分（国保分）と健康診査（後期高齢者分）はファイルを別にするのでしょうか？

A： フリーソフトで健診結果を混在したまま入力すると、同一のファイルで作成されると思います。混在でも問題はないと思いますが、国保分と後期高齢者分を分けて（整理して）保存しておきたい場合は、フリーソフトを国保用と後期高齢者用と用意し入力をすれば、別ファイルで作成できます。